

◆ 受給するためには請求が必要です

## 重度障害者(児)福祉手当

【問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22・9656 FAX 22・9662

### 《重度障害者福祉手当》

#### 【対象者】

- 次の①～④のすべてに該当する人
- ① 在宅で常時床についている状態、または外出困難な状態
  - ② 家族などほかの人の介護を必要とする程度の障がい
  - ③ 20歳以上の人
  - ④ 次のいずれかの手帳を持っている人

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

#### 【支給額】

月額3,000円

- ※次に該当するときは支給対象外
- ① 特別障害者手当、経過的福祉手当(いずれも国手当)または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格がある。
- ② 病院や診療所などに3カ月以上継続して入院している。

#### 【支給月】

年2回(4月・10月)

#### 【受給の請求】

本人からの請求により支給しますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審

査を行うなどの規定があります。

#### 【状況届】

現在、重度障害者福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

#### 【提出期限】

9月26日(金)

### 《重度障害児福祉手当》

#### 【対象者】

- ① 3歳以上20歳未満の人
- ② 次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

※障害児福祉手当(国手当)の受給資格があるときは支給対象外です。

#### 【支給月】

年2回(4月・10月)

#### 【受給の請求】

保護者からの請求により支給します。

#### 【提出先・問い合わせ】

- 障がい福祉課
- 各支所住民福祉課

## 伊賀連携フィールド 2014年度

### ①伊賀忍者古文書講座

○とき：10月17日・11月28日・12月19日・1月23日・2月27日・3月27日 すべて(金) 午後2時30分～4時  
○講 師：三重大学人文学部 教授 山田 雄司さん

### ② BASHO - 英語で読む芭蕉

○とき：10月10日・11月7日・12月5日・1月16日・2月20日・3月13日 すべて(金) 午後2時30分～4時  
○講 師：三重大学教養教育機構 教授 小田 敦子さん

①②とも ○定 員：20人  
○ところ：ハイトピア伊賀 3階  
○参加費：全6回 3,000円

#### 【申込先・問い合わせ】

伊賀連携フィールド事務局(上野商工会議所内) ☎ 21-0527  
【問い合わせ】 商工労働課 ☎ 22-9669 FAX 22-9628

◆ 受給している人は状況届を出してください

## 寝たきり高齢者等福祉手当

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 22・9634 FAX 26・3950

#### 【対象者】

- 在宅で次のいずれかの状態が6カ月以上継続している65歳以上の人
- 介護保険で要介護4または要介護5と認定された人
- 自立した生活が困難な重度の認知症の人

※次に該当するときは、支給対象外です。

- ① 特別障害者手当・経過的福祉手当(いずれも国の手当) または重度障害者福祉手当(市の手当)の受給資格があるとき
- ② 病院や診療所に3カ月以上継続し

て入院しているとき

#### 【支給額】

月額3,000円

#### 【支給月】

年2回(4月・10月)

#### 【受給の請求】

本人または扶養義務者からの請求により支給します。

#### 【状況届】

現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために、状況届を必ず提出してください。

#### 【提出期限】

9月26日(金)

#### 【申請先・問い合わせ】

介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

◆災害が起こったとき、避難のために支援を必要とする皆さんへ

# 災害時要援護者台帳への登録

【問い合わせ】 総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者(高齢者や障がい者など)に対して、災害情報の提供や手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制づくりを進めています。地域で避難のための支援を希望する人の台帳づくりにご協力ください。

## ○同意方式

(要援護者本人に登録の同意を得て行う方法)

⇒申請書を送付します。

「同意方式」の対象となる人には、9月中に登録同意確認の登録申請書を送付しますので、台帳登録への同意の有無をご記入の上、提出してください。

※平成26年4月1日現在、新たに対象者となった人のみ

《対象者》◎65歳以上のひとり暮らし

◎要介護認定で要介護3～5

◎65歳以上のみの世帯

◎障害者手帳を所持

## ○手上げ方式(本人や家族が登録を希望する方法)

⇒希望者をご連絡ください。

「手上げ方式」の対象者となる人には登録申請書を送

付しません。登録を希望する場合はお申し出ください。

《対象者》◎乳幼児 ◎外国人居住者 ◎妊婦

◎その他支援が必要な人

## 【申請先・問い合わせ】

○高齢者(65歳以上)、要介護3～5の人

介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950

○障害者手帳を持っている人

障がい福祉課 ☎ 22-9657 FAX 22-9662

○乳幼児、妊婦、難病の人

健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 22-9666

○乳幼児、一人親家庭児童

こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646

○外国人住居者

市民生活課 ☎ 22-9702 FAX 22-9641

○申請先がわからない場合

総合危機管理課 ☎ 22-9640 FAX 24-0444

※各支所住民福祉課、各地区市民センターでも申請できます。

## 介護相談員だより

市では、介護保険施設などのサービスを向上させるため、介護相談員を派遣しています。その活動内容を紹介します。

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950



### ◆施設紹介

#### ～グループホーム ホコホコ～

介護相談員は、受け入れを希望している介護保険施設を訪問し利用者の声を聴き、施設と意見交換をすることで、施設での生活がよりよいものになるよう活動しています。

今回紹介するグループホーム「ホコホコ」は、その名の通りほっこりした雰囲気の施設で、田園風景やツバメの巣作りなどが見える居間に、利用者者と職員みんなが集まって話をしています。



▲介護相談員キャラクターのくーちゃん

利用者は、おやつやお茶を配ったり、洗濯物を干したりと、それぞれができるお手伝いをしています。

介護相談員が訪問したときも、お手伝いや食事のことなど日頃の生活の様子や、故郷の話などたくさんの

話を聞かせてもらいました。

廊下の壁には、さまざまな行事の写真が貼ってあります。

そこには地元の祭りに参加して、楽しそうに遊んでいる利用者の姿がありました。ホームにいるときは、また違った表情でした。



▲利用者の皆さんがカラオケを楽しむ様子

認知症高齢者グループホームでは、認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

各施設では、話し相手や簡単なお手伝いなどをしてくれるボランティアを募集しています。